

# あなたも介護支援 ボランティア活動に 参加してみませんか!



## ◆登録から交付金を受け取るまでの流れ

### 1 ボランティア登録

市社会福祉協議会（管理機関）で登録し、ボランティア手帳を受け取る（4月1日から登録受付中）。

### 2 ボランティア活動

市社会福祉協議会で、ボランティア活動を行う受け入れ機関（施設など）の紹介を受け、受け入れ機関と登録者が直接活動内容を調整し、ボランティア活動をする。

### 3 手帳にスタンプを押してもらう

受け入れ機関でボランティア活動をしたら手帳に「活動確認スタンプ」（活動1時間につき1スタンプ、1日最高2スタンプまで）を押してもらう。

### 4 評価ポイント活用申請

評価ポイントを活用し交付金や特産物などの品物を受け取るには、市社会福祉協議会各支所に「評価ポイント活用申出書」に手帳を添えて提出する。

### 5 ポイントに応じて交付金などの交付

4の申請に基づき、評価ポイントに応じて交付金や特産物などが交付（ただし、介護保険料の未納がある場合は交付金などが支給されません）。

## ◆評価ポイントとは・・・

ボランティア活動で得た確認スタンプの数によって交換できるポイントです。

### ■交換できるスタンプの個数

- 10～19個＝1,000ポイント（1,000円相当）
- 20～29個＝2,000ポイント（2,000円相当）
- 30～39個＝3,000ポイント（3,000円相当）
- 40～49個＝4,000ポイント（4,000円相当）
- 50個以上＝5,000ポイント（5,000円相当）

市では、介護保険法に基づく介護予防事業の一環として、ボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することで、高齢者自身の介護予防を推進し、より元気にいきいきとした地域社会をつくることを目的に、「介護支援ボランティア事業」を実施しています。

現在、市の介護支援ボランティアに登録されているのは204人で、そのうちの123人が生きがいを持ってボランティア活動を行っています。

自分の健康に自信があり、ボランティア活動してみたいと思う人は、ぜひ参加してみませんか！

## ボランティア登録

- 対象＝市内に住所がある人のうち、介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）で介護保険要支援認定者または要介護認定者でない人。
- 申込方法＝市社会福祉協議会各支所へ、介護保険証を持参してお申し込みください。

## 主な活動の内容

- ①洗濯物のたたみ、洋服の整理・補修。
- ②レクリエーション等の参加支援、補助など（ゲーム、体操、歌、楽器演奏）。
- ③話し相手、お茶だし（配せん、下せん）。
- ④草取り、花壇（菜園）の手入れ。
- ⑤窓ふき、掃除など。

## 活動場所

活動場所は、介護支援ボランティア受け入れ機関として市に登録された特別養護老人ホーム等の介護保険施設などです。

なお、詳しい活動内容や時間などについては、各受け入れ機関により異なります。

## 【問い合わせ先】

本庁・高齢者支援課地域支援係（内線1196）



# 平成22年度 保育料のお知らせ

## ここが変わります

平成22年度の本市の保育料は下表のとおりです（保育料徴収基準額は昨年度と同額です）。  
なお、今年度から次のとおり一部変更になりました。

### 【変更点】

- ①これまで、1つであった第4階層を2つに分割、第3階層との差を縮小し、保育料負担の軽減を図りました。
- ②国の基準の改正により、第8階層が新設されました。
- ③児童の年齢区分については、4月1日時点での年齢により区分されます（年度途中の入所でも同）。

## ◆平成22年度保育料徴収基準額（月額）

【単位：円】

児童の世帯の階層区分	天草市の基準		国の基準		表の見方
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
第1階層 生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	※階層区分は、父・母の税額の合計額（ただし、父・母の収入で生計が維持できない場合は、その世帯の家計の主催者と父・母の税額の合計）によって区分されます。 ※階層区分の所得税額は、住宅取得控除・配当控除・電子証明書控除などを差し引かず計算した額となります。 ※児童の年齢区分は、児童が4月1日現在の年齢によって区分されます（年度途中の入所でも同）。
第2階層 市民税非課税世帯（母子世帯等）	0	0	0	0	
市民税非課税世帯	6,000	4,000	9,000	6,000	
第3階層 市民税課税所得税非課税世帯（母子世帯等）	13,000	10,000	18,500	15,500	
市民税課税所得税非課税世帯	14,000	11,000	19,500	16,500	
第4階層 所得税額が 10,000円未満	20,000	17,000	30,000	27,000	
所得税額が 10,000円以上 40,000円未満	25,000	22,000			
第5階層 所得税額が 40,000円以上 103,000円未満	32,000	26,000	44,500	41,500	
第6階層 所得税額が 103,000円以上 413,000円未満	38,000	28,000	61,000	58,000	
第7階層 所得税額が 413,000円以上 734,000円未満	41,000	29,000	80,000	77,000	
第8階層 所得税額が 734,000円以上	48,000	36,000	104,000	101,000	

- 上表の保育料は、1人目を記載しています。
- 同時に入園している場合の保育料は、2人目は2人目本人の基準保育料の半額、3人目以上は無料になります。
- 第3子目以降の3歳未満児についての保育料は無料（第7階層以上に属する世帯を除く）になります。

### 【計算例】

保育園に3人（0歳、2歳、4歳の児童）が入園した場合の保育料は？

・第5階層の世帯…0歳児＝無料、2歳児＝16,000円、4歳児＝26,000円、計42,000円となります。

## 保育料についての疑問にお答えします

**Q** 子どもが1歳児で、保育料を月額25,000円支払っていますが、実際にはどのくらいの保育費用がかかっていますか？

**A** 保育にかかる費用は、入園児童の年齢によって異なります。0歳児で月額約20万3,000円、1～2歳児で同約13万5,000円、3歳児で同約7万2,000円、4～5歳児で同約6万2,000円の費用がかかっています。なお、保育にかかる費用の総額は、平成22年度で約38億

2千万円（児童1人当たり年間約140万円）になると見込んでいます。

**Q** 天草市の保育料は、国の基準と比べてどのくらいの差がありますか？

**A** 天草市の保育料は、国で定められた基準額の約65%となっています。差額は市が負担しており、平成22年度で約2億9千万円（児童1人当たり月額約10万7,000円）になると見込んでいます。

【問い合わせ先】 本庁・子育て支援課子育て支援係（内線1178）